

令和 7 年 第 1 回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

令和7年第1回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

令和7年2月18日(火)、令和7年第1回秋川流域斎場組合議会定例会は、
ひので斎場会議室に招集された。

1. 出席議員(12名)

1番	関口 えり子	8番	木住野 智行
2番	しょうじ さとし	9番	川脇 敏徳
3番	国松 まさき	10番	中村 賢次
5番	大久保 昌代	11番	青木 亮輔
6番	よしざわ ゆたか	12番	相田 恵美子
7番	玉井 大	13番	宮野 亨

2. 欠席議員(0名)

3. 会議録署名議員

1番	関口 えり子	2番	しょうじ さとし
----	--------	----	----------

4. 出席説明員

管理者	田村 みさ子	担当課長	野口 誠
副管理者	中嶋 博幸	担当課長	橋本 賢
副管理者	吉本 昂二	担当課長	藤原 啓一
副管理者	師岡 伸公	担当課長	原島 保

5. 事務局職員

事務局長	小作 昌弘	係長	布田 努
------	-------	----	------

令和 7 年 第 1 回
秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 令和 7 年 2 月 1 8 日 (火) 午後 2 時 0 0 分開議

場 所 ひので斎場 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		一般質問
日程第 6	議案第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて 秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 2 号	秋川流域斎場組合個人情報保護法施行条例の一部を 改正する条例
日程第 8	議案第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例
日程第 9	議案第 4 号	令和 6 年度秋川流域斎場組合会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 0	議案第 5 号	令和 7 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金につ いて
日程第 1 1	議案第 6 号	令和 7 年度秋川流域斎場組合会計予算

議事案件

議事日程

日程第 1	議席の指定	
日程第 2	会議録署名議員の指名	
日程第 3	会期の決定	
日程第 4	諸般の報告	
日程第 5	一般質問	
日程第 6	議案第 1 号	専決処分 ^ア の報告及び承認を求めることについて 秋川流域齋場組合一般職の職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 2 号	秋川流域齋場組合個人情報保護法施行条例の一部 を改正する条例
日程第 8	議案第 3 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整理に関する条例
日程第 9	議案第 4 号	令和 6 年度秋川流域齋場組合会計補正予算（第 2 号）
日程第 10	議案第 5 号	令和 7 年度秋川流域齋場組合組織市町村負担金に ついて
日程第 11	議案第 6 号	令和 7 年度秋川流域齋場組合会計予算

午後1時54分 開会

○議長（川脇敏徳議員） 皆様、こんにちは。

本日は、公私ご多忙の中、秋川流域斎場組合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

議長を務めさせていただきます日の出町議会の川脇でございます。

さて、1月23日に日の出町臨時議会におかれまして当組合の議員改選が行われております。
平野隆史議員に代わり木住野智行議員に就任いただきました。ここで新たに秋川流域斎場組
合議員となられました木住野智行議員に自席から自己紹介をお願いいたします。

○議員（木住野智行議員） 日の出町の木住野と申します。改選前はこちらの組合の議員だった
んですけども、今回2回目になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（川脇敏徳議員） ありがとうございます。今後ともよろしくをお願いいたします。

会議に入る前に、皆様をお願いいたします。

本日の質疑につきましては各議案とも一括により行い、質疑の回数は組合議会会議規則に
より、同一議題については3回を超えないようお願いいたします。また、質疑及び答弁は簡
潔明瞭をお願いするとともに、質疑の前に、予算書、資料等の質問する箇所のページと件名を
述べてください。円滑な進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたし
ました。

ただいまより、令和7年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第1「議席の指定」を行います。

日の出町議会の改選により議席については、秋川流域斎場組合議会会議規則第3条の規定
により、木住野智行議員を8番、私、川脇敏徳を9番に指定いたします。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規程により、議長において、

1番 関口 えり子議員

2番 しょうじ さとし議員

を今会期中、指名いたします。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第4「諸般の報告」をいたします。

議会閉会中の辞職許可につきまして、報告を行います。平野隆史議員が令和7年1月23日付で辞職願が提出され、辞職が許可されております。

次に管理者から発言の申し出がありますので、これを許可します。

管理者、田村みさ子町長。

○管理者（田村みさ子町長） 皆様、改めましてこんにちは。管理者の田村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日も自席にてご報告、説明をさせていただきます。ご了承くださいませ。

本日は、令和7年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、各市町村議会前の大変お忙しい中、ご出席を賜り開会できますこと、心からお礼申し上げます。

それでは諸般の報告、管理者報告を申し上げます。

当組合の「ひので斎場」につきましては、これまでと同様に順調に運営しております。

別紙をご用意させていただきました。お手元の秋川流域斎場組合定例会管理者報告をご覧ください。

管理者報告第1号、令和7年1月までの斎場利用状況でございます。

火葬の利用件数ですが、1,501件、前年度同時期と比較いたしまして59件増えております。使用料で比較しますと146万円増加しております。例年、12月中旬から混み合う時期となりますが、今年度は特に混み合います、近隣火葬場でも同様に混雑している状況もあり、組合外の方がひので斎場で火葬を行うといったケースが多くみられました。

式場の利用につきましては、460件で、前年度同時期と比較いたしますと23件の増加となっております。使用料で比較いたしますと48万円減少しております。減少の要因としましては、告別式の件数は増加しているものの、通夜式と夜間宿泊が減少したことが主な要因であると考えます。

また、ただいま申し上げましたとおり、昨年末から火葬の利用者が急増いたしましたので、組合内の方を優先とするため、令和6年12月21日から組合外の方の施設利用を制限させていただきました。ただし、故人が組合外の方でも、組合内に住民登録のある2親等以内の親族からの申請があった場合や、比較的空いている9時及び9時30分の火葬時間については、組合外の方でも受け入れを可能とさせていただきました。しかしながら、今年に入っても連日、1日最大8件の火葬が続いていたため、火葬炉の熱が下がらず、炉の消耗を避けるため、1月31日火葬分より、9時及び9時30分の火葬時間においても組合外からの受け入れを制限させていただきました。現在においても制限を続けております。

管理者報告については、以上でございます。

最後に、本日は提案させていただきます議案につきましては、慎重なるご審議により議決をいただければと存じます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（川脇敏徳議員） ありがとうございます。

以上をもって、諸般の報告を終ります。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第5 「一般質問」を行います。

質問を行う順番は、一般質問通告書の受付順に従い、質問は自席で発言し、質疑の回数は、会議規則第59条の規定により、同一議題については3回を超えないようお願いいたします。また、質問並びに答弁は、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、今回、通告は1件でございます。発言を許します。

質問者、大久保昌代議員、どうぞ。

○5番（大久保昌代議員） 議席番号5番、あきる野市議会の大久保昌代です。通告に従いまして、一般質問を行います。

遺族控室、小控室、会席室、僧侶の控室におけるイスとテーブルの設置について。

平成31年2月の一般質問において、火葬場棟の2階の待合室におけるバリアフリー化を求めました。その結果、3室にイス40席とテーブルが設置され、利用者から感謝の声が寄せられました。

改めてお伺いしますが、式場棟1階の遺族控室、10畳と4.5畳の2部屋や、式場棟2階の小控室8畳2室、会席室2室は、現在も畳敷きに座布団の様式であり、高齢者や足の不自由な方々が不便を感じています。

僧侶の控室も座布団ですが、こちらも同様に不便なのではないでしょうか。

高齢化に対応するために、火葬場棟2階の待合室のように、イスとテーブルのスタイルに変更すれば利便性が向上すると思いますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○事務局（小作昌弘局長） 議長、事務局長。

○議長（川脇敏徳議員） 小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長） それでは、大久保議員の一般質問にお答えさせていただきます。

式場棟会席室等のイスとテーブルの設置についてのお尋ねでございますが、はじめに、式場棟2階会席室につきまして申し上げますと、現状、廊下より1段上がって畳の部屋となっております、60人が利用できる畳敷きの座布団スタイルでございます。大久保議員がおっしゃるとおり、高齢者や車いすをご利用されている足の不自由な方の利用者もおられ、ご不便であったことと感じております。

また、式場棟の建物自体は23年を経過しており、雨漏りによる天井のシミや剥がれ、畳のシミなどの汚れも目立つということもあり、会席室全体の改修工事を行いたいと考えております。そのため、本定例会、議案第6号 令和7年度秋川流域斎場組合会計予算において、後ほどご審議をいただきますが、衛生費の式場棟会席室改修工事設計委託料として、工事を実施するための設計委託料の予算を計上させていただいております。工事の内容につきましては、イス、テーブルスタイルにすることはもちろんのこと、廊下と同じ高さにして、車いすをご利用されている方でもそのまま入れるよう床にしてバリアフリー化を行い、天井等の修繕なども含めて行いたいと考えております。

次に、会席室以外の1階にある遺族控室、僧侶控室、2階にある小控室につきましては、利用される人数がまちまちであり、部屋もあまり広いとは言えないため、イス、テーブルスタイルにしてしまうと狭くなり、利便性が劣ること。また、夜間にお泊りされる方が布団を敷いて利用されることや、ご気分が悪くなられ方が横になって休むこともございますので、むしろ現状のままのほうが良いと考えております。また、現在、低い高さのローチェアを20台、中くらいの高さのローチェアを10台所有してございますので、イスが必要な場合にはこれを活用したいと考えております。

現時点では、会席室を除くこれらのお部屋につきましては、ご利用者からのイス、テーブルスタイルにしてほしいとの要望は伺っておりませんが、ご要望が多いようでしたら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（川脇敏徳議員） 5番、大久保昌代議員。

○5番（大久保昌代議員） ご答弁をありがとうございました。

以前、一般質問で火葬棟のバリアフリー化を求め、イスとテーブルを設置していただき、多くの利用者から感謝の声をいただいた経緯がございます。その後、委員が交代となり、今回再び斎場組合の委員になることができましたので、気になっていた他の部屋についても一般質問をさせていただきました。

ご答弁では、式場棟2階の会席室は改修予算が計上され、バリアフリー化や、イス、テーブル設置を計画しているとのことですが、ほかの部屋については利用人数がまちまちで、部屋が狭いこと、夜間の利用や布団使用の必要性、現状のローチェアで対応可能とのことで現状維持とのことでした。

利用者からの要望は何っていないとのことですが、現状のニーズ把握はどのような方法で行われているのでしょうか。特に高齢者や障害のある方々は自発的な要望申し出が難しいケースも想定されます。アンケートの実施や意見箱の設置など、積極的な実態調査を検討すべきではないでしょうか。また、仮に要望が表面化していなくても、バリアフリー化は社会的責任として推進すべきと考えますが、組合の見解を伺います。

○事務局（小作昌弘局長） 議長、事務局長。

○議長（川脇敏徳議員） 小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長） 現状のニーズ把握につきましては、式場には葬祭業者をはじめとしました利用者への指導を行う管理指導員が常駐しており、その管理指導員から現状の聞き取りを行っております。しかしながら、これだけではすべてのお客様のニーズに対してのご意見を聴くという面では不十分でありますので、大久保議員がおっしゃるとおり、意見を問う方法については何らかの形で前向きに検討させていただきたいと考えております。

また、バリアフリー化の社会的責任は重々承知しているところでございます。そのため、会席室については現在バリアフリー化に向けて進めておりますが、その他の遺族控室等については、先ほどご答弁いたしましたとおり、部屋もあまり広いとは言えず、イス・テーブル化にすると利便性が劣り、夜間に布団を敷いてお泊りされる方もいらっしゃる場合、実際にお式の最中に具合の悪くなる方もおられ、畳の部屋で横になって休まれることがございます。これまでも救急車を呼ぶ事態に発展することもございましたので、救急隊員の妨げにならぬよう、現状のままとしたいと考えておりますとともに、今後の課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（川脇敏徳議員） 5番、大久保昌代議員。

○5番（大久保昌代議員） わかりました。よろしく願いいたします。

ローチェアの活用についてですが、利用者がその存在を認知し、必要な際にすぐ利用できる体制が整っているのでしょうか。例えば、職員が状況に応じて声かけを行う、部屋に案内表示を設置するなどの対策が必要と思われますが、現在の運用状況と今後の改善計画を伺いたいと思います。また、ローチェアでは十分でないケース、例えば車いす利用者のテーブル併用などへの対応策はありますでしょうか。

○事務局（小作昌弘局長） 議長、事務局長。

○議長（川脇敏徳議員） 小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長） ローチェアにつきましては、現在、2つの式場それぞれの遺族控室に低いローチェアが6つ、中くらいのローチェアが2つ備え付けてございますので、ご自由にお使いいただける状況となっております。もしローチェアが足りなければ、管理指導員や葬祭業者にお声かけをいただきまして、他の部屋から一時的に持ってくるなどをして対応させていただいております。しかしながら、現在、部屋にその旨の案内表示がございませんので、こちらにつきましては設置したいと考えております。

また、例で言いますと車いす利用者のテーブル併用ということで、ローチェアでは十分でないケースの対応策といたしましては、バリアフリー化改修を行った後につきましては、2階会席室を利用して対応していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川脇敏徳議員） 大久保昌代議員。

○5番（大久保昌代議員） ご答弁をありがとうございます。

改善案を提示していただきましたが、今後もより利用者目線でお願いしたいと思います。遺族控室の利用は、亡くなった方のご兄弟や親戚など、特に高齢者も多いと感じています。車いす利用とまではいなくても、膝を悪くされてイスでなければ辛いという方も多くいらっしゃると思いますので、畳のままで結構ですので、希望者全員がローチェアを利用して、それに合った高さのテーブルを設置していただくなど、ご検討いただければと思います。

また、僧侶控室を見学したときには、座布団しか見当たらなかったのですけれども、法衣を着た僧侶が座布団ではシワにもなりますし、葬儀の開始時間までの間、座りやすさの配慮が必要と思われました。僧侶控室では畳の部屋で利用できる座面の高いイスの常設設置をお願いしておきたいと思います。

以前、一般質問で、火葬場棟の2階の待合室がイスとテーブルになったときの、皆さんの声がとても大きかったものですから、そういう要望が多いなと感じております。私事ですが、父が檜原の議員をやっているときに、斎場組合で一般質問をして、エレベーターを設置したとい

う経緯がございまして、このバリアフリーができたときに、親子で実績ができたねと大変喜んでくれた、そんな経緯がございました。今の時代に見合った要望、たくさんあると思いますので、ぜひご検討をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川脇敏徳議員） 以上で一般質問を終了いたします。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第6 議案第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。

○管理者（田村みさ子町長） 議長。管理者。

○議長（川脇敏徳議員） 田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、職員の給与について、東京都人事委員会勧告を踏まえて改正するため、規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、まず1点目は、給料表について都の勧告どおり、公民較差解消のため2.59%の増額改定を行うものでございまして、令和6年4月1日からの適用です。

次に2点目は、期末・勤勉手当の支給月数を0.2月分引き上げるものでございまして、現行の4.65月から4.85月とする予定でございます。

なお、引き上げる0.2月分につきまして、令和6年度は12月に支給する期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.1月を加算することとし、令和7年度以降は0.2月を等分し、6月と12月の期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月を加算するものでございます。

加えて、再任用職員の期末、勤勉手当についても0.1月分を引き上げ、令和7年度以降は6月と12月の期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.025月を加算することといたしました。

なお、一時金の基準日が12月1日となっており、基準日以前の条例改正が必要であることから、専決処分とさせていただいたものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川脇敏徳議員） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第7 議案第2号「秋川流域斎場組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。

○管理者（田村みさ子町長） 議長。管理者。

○議長（川脇敏徳議員） 田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第2号、秋川流域斎場組合個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、秋川流域斎場組合個人情報保護法施行条例の規定の一部について、個人情報保護委員会の判断では条文の表記に疑義があり、法律に矛盾抵触の可能性があると指摘されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第5条の開示決定等の期限及び第6条の開示決定等の期限の特例の規定において、起算日の表記に疑義が生じる可能性があることから、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（川脇敏徳議員） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川脇敏徳議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

※

○議長(川脇敏徳議員) 日程第8 議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。

○管理者(田村みさ子町長) 議長。管理者。

○議長(川脇敏徳議員) 田村管理者。

○管理者(田村みさ子町長) 議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、主な改正内容につきましては、刑法に規定されている「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されます。同法律の施行日については、政令により令和7年6月1日に施行されることから、関係条例を改める必要が生じたため、関係する条例を一括で改正するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長(川脇敏徳議員) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川脇敏徳議員) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。通告願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川脇敏徳議員) 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川脇敏徳議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第9 議案第4号「令和6年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。

○管理者（田村みさ子町長） 議長。管理者。

○議長（川脇敏徳議員） 田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第4号、令和6年度秋川流域斎場組合会計補正予算（第2号）、について提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額の変更は行わず、歳入歳出の内容を変更するものです。

主な内容について、ご説明申し上げます。

歳入でございますが、火葬場使用料を165万円、式場使用料を405万円増額し、繰入金を582万4千円減額するものです。

歳出ですが、総務費は、建物設備整備基金積立金を74万円減額、一般職給料を給与改定により20万円増額するものです。衛生費における需用費ですが、現在、経済を取り巻く情勢の影響を受けまして、灯油購入単価の高騰により燃料費を50万円追加させていただき、結果的に相殺する形で調整させていただくものです。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（川脇敏徳議員） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 日程第10 議案第5号と、日程第11 議案第6号は、新年度予算に関する内容であることから、一括議題として審議する方法とし、一括上程、一括審議の後、1議案ごとに討論、採決をいただきたいと存じます。

これより、提案者の説明を求めます。

○管理者（田村みさ子町長） 議長。管理者。

○議長（川脇敏徳議員） 田村管理者。

○管理者（田村みさ子町長） 議案第5号「令和7年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和7年度の組織市町村の負担金の額を定めるものでございます。総額は1億6,000万円で、前年度と同額です。

算出は、均等割額それぞれ400万円と、令和6年10月1日現在の住民基本台帳人数及び令和5年度の利用実績数値をもとに算出しております。

各市町村の負担金額及び総額に対する割合は、あきる野市が1億608万3千円で、負担率66.3%、日の出町が3,097万円で負担率19.36%、檜原村が876万6千円で負担率5.48%、奥多摩町が1,418万1千円で負担率8.86%。

前年度対比では、あきる野市が27万9千円、0.18%の減、日の出町が19万2千円、0.13%の増、檜原村が22万4千円、0.14%の増、奥多摩町が13万7千円、0.09%の減となっております。

続きまして、議案第6号「令和7年度秋川流域斎場組合会計予算について」、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和7年度秋川流域斎場組合会計予算、歳入歳出予算の総額を2億7,700万円とさせていただくものでございます。前年度と比較いたしますと、2,600万円の増額で、率にして10.36%の増となっております。

予算編成方針にお示ししたとおり、今年度も安定した斎場運営を行うことを基本に、施設維持管理や利用者サービスの向上へつながる投資も実施する内容としております。

主な内容につきましては、事務局から説明をいたします。

○事務局（小作昌弘局長） 議長。事務局長。

○議長（川脇敏徳議員） 小作事務局長。

○事務局（小作昌弘局長） それでは私から、主だったものを説明させていただきます。

予算書、5ページをご覧ください。

歳入につきましては、先ほど説明いただきました組織市町村負担金を前年度と同額の 1 億 6,000 万円としております。

斎場使用料につきましては、火葬場、式場使用料を過去の利用実績を参考に 600 万円増額し、6,499 万 7 千円といたしました。

建物設備整備基金繰入金につきましては、基金の取崩しを行い 4,800 万円を計上しております。理由につきましては、工事費等の総額が約 6,800 万円規模となることから、これに充当するものでございます。

次に歳出につきまして、ご説明申し上げます。9 ページをご覧ください。

議会費につきましては、前年度と変更はございません。

総務費につきましては、4,553 万 5 千円で、前年度比 53 万 4 千円の増額とさせていただきました。増額の主な要因は、10 ページをご覧いただきたいのですが、19 年目に入る事務連絡用車両を更新するため、債務負担行為により 5 年リースするもので、事務連絡用車両リース料として 32 万 8 千円を皆増するものでございます。

次に 11 ページに移りまして、一般職人事管理経費は、給与改定により 9 万 4 千円増額しております。

衛生費につきましては、2 億 1,274 万円で前年比 2,546 万 6 千円の増額となっております。

主な内容でございますが、まず需用費におきましては、燃料費、火葬や空調の主燃料であります灯油価格の高騰により、177 万 7 千円の増額となっております。修繕料は 1,720 万 8 千円、例年どおり、不測の事態に備えた予算額に加え、火葬に伴う集塵機の修繕のため、1,020 万 8 千円増額しております。

委託料につきましては、8,306 万円で、前年比 1,097 万 1 千円増額となりました。

12 ページをご覧ください。

委託料の主な増加項目といたしまして、定期的に行う必要がある火葬場棟の冷温水発生器整備作業委託料 727 万 8 千円の皆増、式場棟会席室改修工事設計委託料 217 万 8 千円、そして、5 年度に行った屋上防水工事の実施設計に伴い、6 年度に火葬場棟屋上防水工事を実施し、7 年度につきましては式場棟の屋上防水工事を予定しており、その式場棟屋上防水工事監理業務委託料 81 万 4 千円等を計上しているものでございます。

工事請負費につきましては、7,136 万 7 千円で、前年度に対し 155 万 6 千円の増額となっております。

予定する主な工事でございますが、先ほど申し上げました式場棟屋上防水工事 3,759 万 5 千円、火葬炉全体積替工事 1,347 万 5 千円は、4 基ある火葬炉のうち 1 基の炉内耐火物の更新が主なものとなります。

13 ページをご覧ください。

公債費につきましては、残り 2 件の借入金の償還となっており、本年度の元金、利子の合計 1,491 万 2 千円、前年度比 0 円の同額でございます。

予備費につきましては、前年度と同額の 300 万円とさせていただいております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川協敏徳議員） 以上をもって提案理由の説明は終わりました。

これより議案第 5 号、議案第 6 号の質疑に入ります。

なお、質疑の際に個別の議案について質問する場合には、議案番号、ページ等を述べてください。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川協敏徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第 5 号「令和 7 年度秋川流域斎場組合組織市町村負担金について」の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川協敏徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川協敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第 6 号、令和 7 年度秋川流域斎場組合会計予算の討論及び採決を行います。

これより討論に入ります。通告願います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川協敏徳議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

3番、国松まさき議員。

○3番（国松まさき議員） 議席番号3番、国松まさき。議長のお許しをいただきましたので、議案第6号 令和7年度秋川流域斎場組合会計予算について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

4市町村の斎場組合議員の立場として、4市町村の財政負担軽減に向けた斎場運営費の見直しについて、以下、意見を述べさせていただきます。

現在、4市町村で斎場を共同運営しておりますが、その運営費として毎年1億6,000万円を負担しています。これに対し、ひので斎場の火葬料は当初より1万円に設定されておりますが、都内にある民間の斎場では昨年6月の値上げで同じ火葬料が9万円となり、また、2か所ある公営の瑞江葬儀場においても5万9,600円、臨海斎場では4万4,000円となっており、それぞれ近年の燃料高騰などを受けて徐々に値上がりしているのが現状です。

基本的に公営の斎場は住民サービスの一環として低廉な料金設定が求められており、実際に火葬料が無料の公営葬場もございます。しかし、昨今の4市町村の財政状況を鑑みると、組合運営における各自治体の負担金を少しでも減らし、各々の行政サービスの持続可能性を確保するために、火葬料など斎場組合の料金体系の見直しは今後検討に値する課題であると考えます。

ちなみに、被保険者が生前加入していた健康保険組合からは一律5万円が支給されております。仮に火葬料を1万円から1万5,000円に引き上げた場合、利用者1人当たり5,000円の負担増となります。これは決して軽い負担ではありませんが、増収分は年間1千万円規模に達し、4市町村の財政負担の軽減につながると見込まれます。その結果、行政サービスの向上に充てる財源が少しでも確保でき、より豊かな地域づくりに貢献できるものと考えます。

斎場は市民の大切な儀式を支える施設であり、その運営は慎重かつ丁寧に進める必要があります。しかし、人口減少により財政確保がより困難となるなかにおいては、現状維持ではなく適切な見直しが必要であると考えます。今後の運営方針については、市町村民の皆様に理解を得られるような方策をご検討いただくことを申し述べ、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（川脇敏徳議員） これで討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川脇敏徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（川脇敏徳議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、令和7年第1回秋川流域斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時34分 閉会